

伊賀市公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 46 第 1 項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため所有不動産の登記移転等に係る公告申請があったので、同条第 2 項の規定により、このことに異議のある登記関係者等は、市長に対し異議を述べるべき旨を公告する。

令和 8 年 9 月 10 日

伊賀市長 稲 森 稔 尚



1 認可地縁団体に関する事項

- (1) 名称 界外区
- (2) 区域 伊賀市界外 833 番 1 を除く伊賀市界外の全域
- (3) 事務所の所在地 伊賀市界外 1619 番地（界外公民館）

2 申請のあった不動産に関する事項

- (1) 土地 地目 保安林
面積 2,975 m²
所在地 伊賀市中友生字東山 562 番 1

表題部所有者又は所有権の登記名義人

- 氏名又は名称 持分 4 分の 1 堀 壽一
- 住所 伊賀市界外 1067 番地
- 氏名又は名称 持分 4 分の 3 界外区
- 住所 伊賀市界外 1619 番地（界外公民館）

- (2) 土地 地目 山林
面積 1,983 m²
所在地 伊賀市界外字見福寺 734 番

表題部所有者又は所有権の登記名義人

- 氏名又は名称 持分 4 分の 1 堀 壽一
- 住所 伊賀市界外 1067 番地
- 氏名又は名称 持分 4 分の 3 界外区

- 住所 伊賀市界外 1619 番地（界外公民館）
- (3) 土地 地目 原野
面積 204 m²
所在地 伊賀市界外字向芝 760 番 1

表題部所有者又は所有権の登記名義人

- 氏名又は名称 持分 4 分の 1 堀 壽一
- 住所 伊賀市界外 1067 番地
- 氏名又は名称 持分 4 分の 3 界外区
- 住所 伊賀市界外 1619 番地（界外公民館）

3 異議を述べることができる者の範囲

- (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間

令和 8 年 9 月 10 日から令和 8 年 12 月 10 日まで

5 異議申出の方法

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書（地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）別記申出書様式（第 22 条の 3 関係））に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市長が必要と認める書類を添えて、市長に申し出るものとする。郵送での申出も可とする（令和 8 年 12 月 10 日消印有効）。

- 連絡先 伊賀市地域連携部上野支所
伊賀市上野丸之内 500 番地（ハイトピア伊賀 2 階）
電話 0595-22-9633